

平成 21 年度 第 3 回 村上市上下水道料金統一検討委員会 議事録

1. 開催日時 平成 21 年 10 月 6 日 (火)
2. 開催場所 村上市市役所 (本庁) 4 階大会議室
3. 出席委員 板垣藤生, 伴田友子, 長浜フミエ, 松田昭平, 岩浅孝
高橋賢一, 田中早苗, 本間英三, 島田好, 佐藤利子
佐藤勝敏, 斎藤鶴二, 大滝キク子
4. 欠席委員 松本豊, 富樫アヤ
5. 出席職員 渡辺部長, 田島課長, 松田課長補佐, 須貝係長, 遠藤副参事
川内局長, 三鍋次長, 大西係長, 長柄係長
本間課長, 山田副参事, 奈良橋課長, 志村係長, 吉村課長
菅原係長, 斎藤係長
6. 会議次第 別紙のとおり
7. 会議経過 別紙のとおり

平成 21 年度 第 3 回 村上市上下水道料金統一検討委員会 会議次第

日時：平成 21 年 10 月 6 日（木）

午後 2 時 00 分～

場所：村上市市役所（本庁）4 階
大会議室

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 報告
4. 議事
 4. 1 上水道料金の検討 資料No. 7 - 1～7 - 5
 4. 2 上水道料金の検討についての質疑応答
 4. 3 下水道使用料の検討 資料No. 8
 4. 4 下水道使用料の検討についての質疑応答
5. その他
6. 閉会

会 議 経 過

1. 開会

事務局； ご案内しておりました時刻になりましたので、ただ今から『**第3回村上市上水道料金統一検討委員会**』を開会させていただきます。今日はお忙しい中、委員の皆さんにご出席頂きましてありがとうございます。次第に従いまして2番の委員長あいさつをお願い致します。

2. 委員長あいさつ

委員長； 今日はお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。第3回目の会議を開くわけではありますが活発なご意見と皆様方の英知に富んだ建設的なご意見を期待し、これから会議を開きたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

3. 報告

事務局； 3番の報告に移らせていただきます。委員の交代でございます。皆様方の所に名簿をお配りしておりますけれども、村上地区で新潟漁協岩船港支所の女性部の方から**小田米子**さんの都合がつかないということで副部長の**長浜フミエ**さんに今日から委員ということでお願いしましたのでよろしくお願い致します。長浜さんにはこれから委嘱状を局長の方から渡しますのでお願い致します。

議 長；

前回、資料No.5でございますけれども上水道料金の検討の所で4時になりまして中断したわけであります。その事でこれからご審議を願いたいと思えます。一度説明しておりますけれども、上水道料金の検討の欄をもう一度ご説明願いたいと思えます。よろしくお願い致します。

4. 議事

4. 1 上水道料金の検討（資料No.7 - 1～7 - 5）

事務局； それでは私の方から資料No.7 - 1～7 - 5をおさらいの意味も含めまして新しい方もいらっしゃいますのでご説明を掻い摘んでさせていただきます。

初めに資料No.7 - 1の方でございます。料金体系につきましては今回、検討委員会が始まってから申し上げておりますように水道料金の部分については口径別の基本料金と従量料金制ということで検討をするということでございます。この口径別基本料金・従量料金制というのが今の関係市町村で見ますと村上・山北地区ということでございます。村上地区につきましては口径別の基本料金でございますが、その中には口径の13mmから20・25mmまでの3つの口径につきましては使った水の量の10m³までは基本水量ということで基本料金に含まれていますよという設定の仕方をしてございます。それから従量料金につきましてはここでは逓増型従量料金ということでございますが、1m³当たりの単価が使った水の量が多くなると段階的に高くなるというようなことでございます。これは当然口径が大きくなりますと使う水の量も多くなります。それと併せて設備投資等の部分でもそういった大口径の部分については一般家庭の区分よりも多くかかるというようなことも踏まえた設定の仕方ということで旧村上には採用しております。これに対し山北地区につきましては基本料金と同じ口径別なのですが、山北地区においては基本水量が設定されていないということで1m³を使った水量から単価の設定をしていただいているということでございます。その1m³当たりの単価につきましては

もこの部分での口径別の設定をしているということで、例えば 13 mm と 20 mm については 1 m³ を 100 円とかそれ以上の区分については幾らということでこれも口径で設定をしています。

ですから村上とは違うけれども、水量が多くなっても大口径の所のお宅については 1 m³ の単価は同じでずっといっているというところがございます。こうした事で同じ口径別の基本料金・従量料金ということで二つの地区でも違いがあるということですし、またこれ以上この他にも色んな設定方法があるということですが、どれが正解ということではございません。

それぞれのその自治体で採用しているものということですので今回の提案の仕方についてもこの二つの地区それぞれのを基本にしてちょっと単価を考えてみたということで資料 No.7 - 2 から 5 までの 4 つの案で一応提案をさせていただきます。

それぞれの案を説明する前に真ん中よりも下の大きい丸の所で料金案策定の根拠ということでございます。こちらについては有収水量とは皆さん方から使っていただいた料金として頂く水の量を有収水量ということで呼んでおります。それについては平成 20 年度、昨年度の 1 ヶ月平均の水量を基にしてその後の人口の減少率等を加味しまして、平成 26 年度いわゆる統一を含める年度においては 20 年度の実績と比べて大体 8.4% くらいは下がってくるのかなということで推計をしております。そうしますと上水道では 1 ヶ月の平均で“約 51 万 6 千 m³”、それから簡易水道では“約 9 万 4 千 m³”とこれくらいの水量を使っていたということでこの料金案の試算をするときの水量としても 1 ヶ月当たりの水量で一応考えました。②の給水する件数につきましてはこれまでの統計を見ましても毎年増減が若干ありまして確かに動きがあるのですが、水量ほどその件数の移動はないということで大きな変動はないため、平成 20 年度の 1 ヶ月平均の件数をそのまま用いた形で試算をしていたということでございます。

上水道については 1 ヶ月平均が“1 万 9,920 件”と出ておりますし、簡易水道についても“約 4,600 件”ということで件数を換算してございます。この給水件数につきましてはこの後に出てまいります基本料金の収入の部分が算定の基になる部分でございます。①の水量の部分につきましては従量料金の使っていただいた水の量ということで算定が出ております。裏の 2 ページ目には先般 2 回目の会議でご説明致しました。③としては料金収入で全てを賄うということでございますので前回説明をさせていただきます。この後の財政計画ということから平成 26 年度の計画上の料金収入を一応計画してございますのでそれを全体の額ということで捉えてございます。上水道につきましては年額で“約 9 億 7,800 万円”となりまして簡易水道については“約 1 億 8,200 万円”の収入がないと事業の展開がなかなか大変だということでございます。これも 1 ヶ月平均の試算をするに当たって 1 ヶ月を単純に計算しまして上水道では“約 8,150 万円”、簡易水道については“約 1,513 万円”ということで試算をした 4 つの案とも金額的には 1 ヶ月平均に近くなるような試算をしております。

表の方に戻っていただきまして料金改定の案について説明をしております。第 1 案ということで基本水量を 13・20 mm までとしてこの 2 種類の口径で 10 m³ までということで試算をしております。旧村上地区は 25 mm まで 10 m³ ということで設定をしておりました。それで内容的に見て今の状況からいきますと 13・20 mm が一般家庭で使用されているほとんどの口径ということですので、案としては 13・20 mm までということで第 1 案を組んでみました。従量料金につきましては同じく逡増型ということでこの部分では設定を致してございます。資料 No.7 - 2 を見ていただくとその組み方がお分かりいただけるかなと思っております。それで給水管の口径の一般用ということでは 13・20 mm、基本水量 10 m³ という書き方をしております。この案の所で基本料金を 13 mm で 1,700 円、20 mm で 2,000 円ということで設定をしております。

それから下の方は一般用及び温泉旅館用ということで口径の 25 mm から一番大きいところの 150 mm までについてもそれぞれの 1 ヶ月当たりの基本料金をこのように試算をしてみたということでございます。それから右の方ではそれ以上使った従量料金の単価ということで、いわゆる 13・20 mm につきましては 10 m³ まで先ほど申し上げました基本料金に含まれますので、

従量料金は最初の額が 11～100 m³までということでこちらについては 1 m³当たり 120 円で計算しました。その次の段階に入りますと 101～500 m³まで 125 円、501 m³以上を使っているところについては 135 円ということでございます。ですから 501 m³以上使われるところについては三つの料金をそれぞれの当てはまる料金で計算した合算額ということでそれプラス基本料金という形になります。大きい方の 25～150 mmにつきましては基本水量がございませんので 1～100 m³まで同じく 120 円、101～500 m³までと 501 m³以上ということで、上の方のランクと同じような設定をしております。温泉旅館用につきまして試算の段階では旧村上地区だけだったのですが、そちらの方の温泉旅館で使われる水についてはその時から別な設定ということで 1 m³ 80 円頂きますということでこちらの方もそのままの形で試算しております。

それから枠内の船舶給水用というのがございますけれども、こちらの方は今現在では県の振興局の船舶でありまして、こちらの方が沖に出るときに水の給水をして持っていくときに 1 m³当たりということで設定をしております。公衆浴場用につきましても温泉旅館用と同じように 1 m³ 80 円の設定をしております。

これが第 1 案ということでございますし第 2 案の方は基本水量等については第 1 案と同じ形を採りまして、通常料金の所については山北地区で採用している口径別ということでそれぞれ当てはめて試算をしております。中で試算をしている単価の部分についてはそれぞれ形に合わせ設定をしておりますので口径の金額が先ほど申し上げました 1 ヶ月当たりの“約 8,150 万円”とか“約 1,513 万円”に近くなるように試算をしていくと、資料No.7-3 の所で一応試算しました単価を見ると大体同じようなところでの設定でございます。この資料No.7-3 の温泉旅館用の 80 円の欄がずれてきておりますが、この 80 円については温泉旅館用ということで訂正をお願いしたいと思います。

それから第 3 案につきましては水道を使っている水の量が少ないところについて若干の事を考えた形ということでこの基本水量を 13 mmの口径の所のみを水量 5 m³とした場合にどうなるだろうかという案でございます。従量料金につきましては第 1 案の組み方と同じく水量による段階でございます。これは資料No.7-4 を見ていただくとそれぞれの基本料金の動きや単価の設定の動きがご理解頂けるかなと思っております。

最後の資料No.7-5 の第 4 案につきましては基本水量を 13 mmのみ水量 5 m³とした場合、従量料金を山北地区の口径別とした場合にどうなるかということでそれぞれ単価を調整して組んだものが第 4 案ということでございます。それぞれ資料No.7-2～5 まで後ろの方に表がついております。こちらにつきましては各地区別に 1 ヶ月平均当たりの水道を使っている水量の区分を基に見ていった全体の水量とそれに該当する件数ということで出しております。例えば資料No.7-2 の大きい表の所で上水道 13 mmと書いてあります。こちらは村上地区であれば、例えば栓は開いていますけれどもたまたま水量が出ていなかったということで大体 450 件でそういったところがあるというふうに見ていただければよろしいですし、その下の 1～5 m³の間の水量を使っているところが件数では“1,416 件”ありますということでこの“1,416 件”で推計をした 1 ヶ月の有収水量の口径別が“約 3,600 m³”になるだろうと。単純に“約 3,600 m³”を“1,416 件”で割った“3 m³”というのが平均的な使っている水の量ではないだろうかということでこれに対してそれぞれ試算をした単価で計算をしていった場合に、例えば 1～5 m³の所に入るお宅であればこの第 1 案につきましては 10 m³まで基本水量ですので基本料金の税込みで“1,785 円”になるということでございます。これに対して村上地区の現行料金体系からいきますと 1 ヶ月当たり“1,050 円”になるということで最後の所の影響額が差し引きをした額で、今までよりも“735 円”上がりますよというような事で記載をしております。以下はそれぞれ荒川・神林・朝日地区につきましても、地区の実量不足と実情を状態から推計した水量・件数等で見えていくとそれぞれの地区の影響額がこんなふうになりますということで試算をしております。

この資料につきましてはそれぞれ資料No.7-5の第4案まで同じ見方をさせていただければよろしいかと思えます。水量の見込みと件数についてはすべての案で同じ捉え方をしておりますので案ごとの単価を当てはめて計算をしていったのを差し引き額とします。本来であれば13・20・25mmと大きいところでは150mmまでということでそれぞれ計算をしてあるのですが、資料としては全部をお示ししますと膨大な資料になりますので、取りあえず今回の案としては直接関係があると思われる13mmと裏面の所では20mmというところで資料を付けさせていただきます。これが上水道の場合と簡易水道の場合ということで同じような見方をした試算の仕方でございますのでこれから先の部分でもうちょっと資料を渡してもらわないと分からないという部分、若しくはこういった方法ではどうなのだろうという意見を頂戴しながらそういった場面では13・20mm以外の所の資料もお示ししていこうかなと考えてございますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

それから戻りまして資料7-1の大きい表の所では口径別で見るとどんな水量・件数の割合になってくるのかということで表にしてみました。先ほども申し上げましたように1枚目の表の方で13・20・25mmとそれぞれ口径別を書いてございますが、13・20mmと合わせたものが有収水量の見込みでも合計で見てもこの二つの口径で水量では全体の約65%を占めておりますし、件数については97%くらいにもなっています。25mm以上の部分については数字を見てもお分かりいただけるように件数等についてはそう多くないということでご覧頂ければよろしいかなと思っております。ですから13・20mmの部分で料金設定をするに当たってはレートが高いものですから、例えば基本料金を100円移動させるにしても全体の額として見れば100万・130万とか180万という数字がその単価を100円弄ることによって変わってくるということになります。水量についても5円10円移動しても13mmの方のレートが高いものですから、相対的にみるとかなりのずれが出てくるということでそれらを調整するには大きい方にその分も被っていくこととなりますので、ご検討を頂く際はその辺も念頭に置いていただければなと思っております。それで現存の料金設定が高い神林・朝日地区、簡易水道で見れば山北地区については調整していく中で全体的にはどうしても下がる傾向になります。ただし、基本料金も用途別ということで組んでおりますので逆に口径が大きくなりますと従来の基本料金よりも高くなる場面も出てきますので全部の所がちょっと下がるというふうにはなりません。大きいところで水量を余計に使っているところについては神林・朝日・山北地区であってもそのランクによっては今までよりも1ヶ月当たりの料金が上がってしまうというところも出てきます。今細かいところも分かる資料にはなっておりませんが、そんな現象も出てくることをご理解頂きたいと思っております。私の方からは以上でなかなか1回の説明では理解し辛いところもあるかと思えますけれども、一応説明を終わらせていただきます。

4. 2 上水道料金の検討についての質疑応答

議長； ありがとうございます。第2回目でもご説明がありましたわけですが、より具体的に分かりやすくご説明になったわけであります。それでは最も得意とする数字が羅列されているわけでありますから皆さん得意であると思えますけれども非常に分かりやすくて分かりにくいものがあります。ご審議に入る前に一つだけ確認したわけでありますが、この1~4まではある案のどれを採用したとしても当初の水道の料金は“9億7,800万円”に届きますし、簡易水道では“1億8,100万円”とどの案を採ったとしても届きます。

事務局； 一応その事を念頭に置いてそれぞれの案ごとにやった場合の単価の設定ということですので多少のずれが出る程度に抑えられる試算の作り方です。

議長； ありがとうございます。それでは皆様方のご意見をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員； ただ今の説明で一つひとつの所を見ていくとなるほどそうかと分かるのですが、第1～4案までのそれぞれの特徴とかを文章化しないとこのページの数字を見て次の全体がこうだとか、それから1案の13mmの場合とか20mmの場合とかを全部を関連して見ていかないと分かりません。是非、表1案から4案までどれが良いかなんて決めたりしないと思いますがそれぞれの案の特徴を文章化してほしい。今説明されたことの要点の最後に言った村上・荒川は上がって山北・朝日・神林は下がるというような傾向があります。口径によっては違うということなのです。私が見たところでも今説明であったとおりでした。簡単にいうとなんて上がるのだろうかと思はそう思います。だからそれにはこの案とこの案を検討した結果、これを一番良いとしたようにしておかないと説明できないと思います。多分ここに出席された検討委員の方は委員長さんだけは特別良く分かるだろうと思いますが他の方は良く分からないのではないかと思います。数字ばかりではなく言葉で書いてほしい。こんな数字で専門用語といった普段聞かないような言葉で説明されても検討委員の皆さん分かりますか。村上は上がって朝日・神林は下がることは分かるかも知れませんが、なぜそうなのかとかどういう方法でやったらこうなるかとはさっぱり説明できないのではないのでしょうか。

事務局； 上がり下がりというのは現状と比較してやっています。

委員； まず、特徴を第1案でいくと数字に出すところになりますけれども言葉でまとめるところになりますというのは出せませんか。

事務局； 今、おっしゃることもごもっともな部分ですが、ただそれをするには逆に分かり辛くなる部分もあるのかなということでこの資料No.7-1の表書きの所で留めさせていただきました。ここでは逡増型と分かり辛い言葉を使っておりますが、こういう特徴的な部分というのは基本水量をどうするか従量料金の考え方をどうするのかということを説明で書くとなると出来上がったものがそれこそ分からなくなるような感じが致します。

委員； 書くというのは文章だけではなくて例えば棒グラフで表すとかそういうふうなことをすると良く分かるのですができませんか。第1～4案を例えば水量13mmでいった場合と20・25mmの10m³未満として全部この案でやるとこういうふうになるのだと。そんなラインまでとか出なくてもこんな傾向だよとグラフを出せば非常に良く分かるのですが数字だけでは分からないのですよ。

議長； 委員のおっしゃることも良く分かるのでごもっともだと思いますけれども、この委員会の皆さんに協議していただいてベストな案を策定することだろうと思いますので一番なのはここにいる委員の皆さんが理解するまで委員会を開きますので、それをまだ決まりもしないことを例えば区長会で話したり集落に行って集会を開いたりすると尚更ややこしくなってくるのではないかと私も思っておりますし、まずこの委員会の委員の皆さんにどれがベストかなということで4つの案を提示して皆さんにご審議願うわけですからそれを慎重に検討します。その後に関決しましたらということですよという形で説得するのが一番だろうと私は思っておりますのでそのようにしていただきたいなと思います。

委員； 初めてなので説明が分からないし、こういう話は区長さんか何かで皆知っていることなの

でしょうか。今の案というか私たちは素人考えで下水道をするには工事費が一件で幾らかかるとかそれで年金暮らしの方はどうするのかと色んな話が聞こえてくるのだけれども、今この話を聞いても誰にこれを説明・報告して良いのか。

事務局； 先ほども申し上げましたけれども、まだ決定したわけではないので決めるまでのプロセスは今みたいに色々な話を審議してこういうふうになったのだと説明しますということです。

委員； 私ではちょっと荷が重いし、もしあれだったら組合の方に帰って組合長とお話しして変えてもらおうとかちょっとまだ私の方は初めてだから何をしているのかなと全く不透明な話なものですから、組合の方の組合長とお話しして変えてもらえないかなと思っています。全くの素人よりも分かる人の方が早いのではないかと思います。

事務局； 私たちは分からない人に分かってもらえるようにお話しをしなければならないのです。

委員； だから分かるようにしてくれとお願いしているわけです。

委員； 事務当局から色々説明をしていただいたけれども、事務当局では関係する資料を作って説明してくれたがやはり説明を加えるたびになかなか難しくなってくるのは確かであろうと思います。何といても現行料金と比較した影響額を見るとどうしても先ほどの説明にありましたが村上よりも荒川は高くなっていくとそして神林は安くなるけれども、朝日はもっと安くなるというようなことになっていくので私なりにまず小さい水道の使用量から、または50・70 m³までの積算を試みたけどなかなか逓増型としては10 m³を基本料金として計算をした場合と従量料金を口径別にした場合の基本料金を10 m³として5 m³を含む4項目について色々説明をしていただいたけれども、これらについてなかなか統一できないところを23年度までに統一をすると。さらにそれを26年度までに見直して最終的に統一していくのだと。こういうことですから色々説明していただいたけれども個々の立場によって、例えば荒川は荒川の立場、村上は村上の立場、朝日は朝日の立場、神林は神林の立場で色々違うと思います。正直な所として数字を見る限りでは神林はうんと安くなっていますし朝日はそれよりも安いし村上は高くなっていき荒川は更に高くなっていくというようなことが現実であり、やはり人口指数の関係や少数集落とか集落間の距離とかの色々な関係があつてこういう数字が出てくると思うのです。

今回の委員会は委員長がおっしゃるように検討委員会は料金の委員会なのだからということでそれはそれで分かりますけれどもその辺は皆さんに説明をしてくれた事務局の趣旨に則って資料No.7-1のこの定義に基づいて理解していくしかしょうがないのではないですかね。細かく突っ込んでいくと幾らこう忘れないように何枚か積算していましたがけれどもやっぱり複雑になります。さらに事務局にもっと簡潔に説明せよと言ってもなかなかできないと思います。だからそんな所で今まで事務局がこの検討委員会を持つ前に合併協議の事務段階で色々決められたときのその辺の雰囲気、またそんな動向か何かについてちょっと差し支えなければ触れていただければ参考にしたいと考えております。よろしくお願ひします。

事務局； 色々意見がございましたが、最後に合併協議会でどのような話でなったのかというまでの経緯を説明すれば分かりやすいと思いますけれども、全くその合併協議会の事を私どもが踏まえてこういう委員会が設置されただろうと解釈したわけでありますからそれらを含めて後日ちょっとお待ちください。

委員； 資料No.7-1の2ページ目の所で基本水量 10 m³の捉え方についてですが、ここには非常に分かりやすく書いてある一人1日当たりということでそれくらい使うのかなと思っておるのですがこの一人当たり風呂 20ℓで足りるものなのかなと思います。下の方に家族四人であれば 80ℓになるのでそうすれば人が入るかなという感じはするのですが果たしてこれが基本水量になるわけですから一人当たり 20ℓで大丈夫なのかどうかということと、東京都では 5 m³になりつつあるということなのですが風呂ではなくシャワーならこうなるのかなと。あるいは家族は少なくなっていると非常にここで節水型電化製品が普及した関係で水が要らないというような捉え方になるのでしょうかけれども、やはり現状では幾ら節水型電化製品であっても使う量はかなりなものになるので 5 m³であれば基本料金が安くなることには相違ないわけですね。将来、村上地区の家族構成が少なくなってきた場合にこちらの方に向かうのではないかと思ってはいるのですが、現状では1世帯四人家族という捉え方をした場合に先ほど一人1日当たりのこの捉え方は多分どっかのデータから出てきている数字だと思えますのでもう少し根拠をお聞かせ願えれば納得するのですがよろしくをお願いします。

事務局； 資料No.7-1の裏面の一番下の参考というところで示させていただいたものでございます。これにつきましては実際の水道の料金を設定する際に設定してみたのが基本水量を定めた時のもので大体 10 m³くらいになるだろうということでの始まりだと思います。ここに書きましたように東京都の水道局職員のお宅で蛇口ごとにメーターを付けて計測をしてみたところ大体このような結果が出て 10 m³くらいまでは基本水量ということで料金に含めた形で設定されました。風呂の場合で 20ℓ、四人家族でどうこうということで購入するかどうかというような考え方ではありません。基本料金の所に含めるものとしては最低これくらいだろうかと思いますし、最後の※印の所で家族構成いわゆる核家族化とか洗濯機・食器洗い洗浄機が普及してきて節水型の部分から考えると東京都では 10 m³に基本料金を含める形ではとても量も容易ではないということから 5 m³まででそれ以上使ったお宅については 1 m³当たり幾らかで頂かなきゃならないということでの改正の動きなのかなと思っております。これらの数値等につきましては全国レベルで中小規模の水道事業者、例えば村上とか同規模の所が集まった会議があるのですが、その所で節水しなさいということをやっている部分が 10 m³までの基本料金を設定しているために節約していても水道料金はなかなか反映されていないのではないかと苦情が出始めた年も出てきたということから、会議の時に他の所をどんなふうにしますかという話の前から 10 m³という事で私もその会議に出るまでは 10 m³がどういう計算をされたのかが分からなかったので会議の所でこういうふうにしたようだという事ではっきりしました。これを村上市に当てはめて考えると本当にこれで良かったのかとなるとその辺は定かではないということです。今申し上げましたような節約をした効果というものが見えてこないことから動き的には基本水量を今までの 10 m³としていたところも今後は減らしていかなくちゃならない。これもはっきりとした根拠があるということではないのですが 8 m³に抑えていかなくちゃならないとかそういう動きがあるだろうと聞いています。

議長； ご丁寧にご説明頂きましてありがとうございました。私から局長にお話ししたいのですがこの選択肢で例えば私は基本料金 5 m³を選びます。それから隣の人は 10 m³を選びます。したがって基本料金は違いますよというふうな形で選択制でも良いのでしょうか。例えば私は二人暮らしでお金が少ないから 5 m³、隣の人は家族が多いから 10 m³を選択するといった選択制、当然基本料金や使用量も違うだろうと思いますけれどもそれは可能なか不可能なのか。

事務局； やり方としてはないということではないのですが、そうなりますとその辺の動きを常に掴

んでいかなきゃならないという煩雑さがあります。これはもう料金を計算してお願いをするにも時間的な制約もございますしそういったことをもろもろ考えると不可能でございます。

委員； このままの試算でいくと村上水道は大幅にアップです。水道局ではもっと効率的な経営をすることによって料金をもっと下げる努力はしているのかしていないのか聞きたいです。合併して色々な所で行政自体が行政改革をやって切り詰めています。水道関係の方はどうなっているのかなと料金の改定ですから経営についてこういう努力をしているというようなことを出さなきゃならない。今の委員の質問ももちろんですけども、山北から荒川まで合併してこれくらい節約されたとか効率的になったとか、逆にかかるようになったとかそういうことをきちっと出して取り上げなきゃならないという根拠の一つを是非明らかにしてほしいです。要望です。

議長； 水道料金は水を家庭で使ってもらって地域から利益を得るのとは全く話が違うので、この水道料金というのは維持・管理や新しい施設に取り換えるのにどうしても必要なやつを計算して算定していくのではないかと思います。

事務局； この事につきましてはお示しした財政計画を作る段階でも水道は別ですよということではないので市全体、今言われたように行政改革とかそういった基本姿勢で水道の方の部分も同様に考えてございます。ただ、今言われたようにどこの部分がどうなってこれからどうなりますといった具体的に示すのはちょっと困難ですので、基本姿勢としては一般会計と同じように経費の節減を念頭に置いてこういった計画の作成をしていることをご理解頂きたいと思います。実施予定であってそれぞれ計画をしているけれども、実施に当たっても更にどういうふうにしたら続けられるかということが当然の事ながら行いながらやっていくことをご理解頂きたいと思います。

委員； 『地方公営企業法』第 21 条には、『料金は公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものではない。』とあります。なぜ地方公営企業法になっているのに民間に水道事業をやらせると止まるものがたくさんあるから地方公共団体に認めましょうと県で決めましたね。だからこれを念頭に置いて水道事業をやっていかなきゃならない。ですから事業にかかる経費はどんなものがあるのだろうかとか勉強しました。色々書いてありました。

村上はどうなっているのだろうかと思いました。是非そういうのがこうなっているのと先ほど十年分ということで一般会計からなんぼ繰入とか収入ではこうだとかあったけれども、その根拠みたいなのは経営をうまくやるとかもっと合理化してとかそういった面が入ってないのですね。私が聞いた所では、是非見えるようにしていただきたい。これだけ努力もしていますから村上なら 800 円なら 800 円上がったってしょうがないでしょうと納得できるようにしてもらいたい。ただ現在の料金がこうでこうだから上がりますとそれだけでは納得しないと思います。

議長； 飽くまでも公共的な料金の検討でありますから、色々な事がそういう今までと生活環境というのは全く違ってきておりますから慎重に検討するのは当然であります。

時間も 3 時 15 分になりましたので上水につきましては今日で結論は当然ながら出てこないわけですがここで上水の料金のご審議は終了させていただいて、この次の議題にもなりますようでございますのでこれから下水道について説明をしていただきます。

委員； 4つ案の分かりやすい説明は本当にしてくれるのですか。

議長； あなたが納得するかしないかは私も定かではございませんけれども、納得いくような形で作りたいたいと思っております。それでは下水の方についていただきたいと思いますがよろしくお願い致します。

4. 3 下水道使用料の検討（資料No.8）

事務局； 下水道料金の検討について資料No.8 をお願い致します。資料No.8 の事業の概要から説明させていただきます。下水道事業については村上地区の農業集落排水事業で上海府地区の下水道事業が今年度に処理場を建設しておりまして平成 22 年度で完了する予定です。公共下水道については村上市役所周辺を工事中で平成 30 年度を目処に工事中であります。それから荒川地区については農業集落排水事業を実施しておりますけれども、公共下水道事業は平成 24 年度に完了を目指して工事中であります。神林・朝日・山北地区については農業集落排水事業と公共下水道事業とも工事は完了しております。

現行の使用料金については資料No.8 の 1 - 2 の下水道の方で村上地区については基本料金が 1,200 円、超過料金については 1 m³当たり 110 円、荒川地区については基本料金が 10 m³まで 1,800 円、超過料金については 1 m³当たり 180 円、神林地区については基本料金がありませんけれども 1 m³当たり 200 円、朝日地区については認定料金になりますけれども四人家族住まいでいくと 3,078 円ということに大体の金額になります。山北地区については 10 m³までの基本料金が 1,900 円、超過料金が 1 m³当たり 140 円となっております。飽くまでも村上・岩船地域の 5 市町村合併協議会での料金・改定については基本料金と従量料金とするということに決まっております。私たちの案としては基本料金を 10 m³と村上・荒川・山北地区及び他の地方自治体の量を参考にして基本料金を 10 m³にしたいと。これは水道料金との基本料金の比較をすると非常に弱者救済の精神からいうと統一するべき部分があるかもしれません。ただ下水道に対しては料金収入で賄うということでもなく機械の稼働というのは流入量が少なくても必ず稼働しなくてはならず、全体で負担をすることが必要であると考えられます。

ちょっと戻っていただきまして資料No.4 をお願い致します。カラー刷りの部分ですが、資料No.4 の下水道事業の財政計画について料金統一の平成 26 年度 4 月ということを考えておりまして 26 年度の一番下の経営指標を見ていただきたいのですが、飽くまでも下水道の汚水処理原価というのは汚水処理量を維持管理費及び資本費を有収水量で割ったやつが汚水の処理原価でありまして、この表でいきますと汚水処理原価②の 755 円というのが 1 m³当たりの下水道で処理するのに掛かるお金であります。飽くまでも地球環境を守るということで自然環境を守るためにやっている事業でありまして 1 m³当たり 755 円の処理費では皆さんに加入していただけることも出来辛いということで、検討委員会の方ではせめて維持管理費を賄うぐらいの料金統一をしていただきたいということで申し合わせておりまして、①の汚水処理原価が資本費を抜いた部分でありまして 1 m³当たり 153 円であります。私たちの方としても 1 m³の処理費が 153 円以上になるように下水道処理料金の検討をしております。

それで資料No.8 の 2 の方に戻っていただきたいのですが、料金設定の対象となる件については資本の地方債償還金が今まで下水道工事を行うために係る経費を借金して返すお金ということもありますのでどうしても金額的に張るといのが実際であります。それで私たちの方としましては第 1 案では基本料金が全国平均で大体 1,500 円/10 m³となっておりまして 1,500 円でやったら従量料金を幾らにしたら維持管理費を賄えるかなということでの策定した部分、第 2 案では基本料金を 1,800 円/10 m³とした場合に従量料金を幾らぐらいで賄えるか。第 3 案では基本料金を 2,000 円/10 m³にした場合に従量料金を幾らにしたら賄えるかと

ということで検討しました。それで5ページ目を見ていただきたいのですが、全国平均の基本料金が1,500円の場合で従量料金を170円で平成26年度の維持管理費を賄う計算をしてみますと170円であれば基本料金が1,500円の場合は維持管理費を賄えるというのが第1案であります。

第1案の一番上の所に水量区分別使用料、基本料金を全国平均（基本料金1,500円）としたときに従量料金を170円とした場合での試算になります。そうすると使用料と維持管理費との差額が“1,611万9,666円”のプラスになりますけれども基本料金が1,500円の場合は従量料金が170円で維持管理費が賄える案であります。その次の6ページが第2案であります。

基本料金を1,800円としたときに従量料金を160円とした場合での試算になります。維持管理費との差額が“678万7,409円”ということで基本料金を1,800円としたときは従量料金が160円で維持管理費が賄えるという計算であります。最後の7ページが第3案となります。基本料金を2,000円としたときに従量料金を150円とした場合に従量料金を160円にしておけば維持管理費との差額がプラスになるのですが皆さんに検討してもらうための比較ということで維持管理費との差額では“961万8,730円”のマイナスになっておりますけれども、一応基本料金を2,000円としたときに従量料金を150円とした場合での試算になります。さっき申し上げましたように従量料金が153円ということで出ておりましたのでこの2,000円の場合も本当は従量料金を160円であれば1㎡当たりの料金はクリアするのですが、比較するためにこの3案にしてみました。

飽くまでも水道料金との下水道料金は上下水道料金の検討ではありますけれども、高齢者の一人住まいの場合もあります。このまま私たちの方で下水道料金の維持管理費を賄うということであれば、どうしても金額的には1,500・1,800・2,000円とこれくらいの基本料金で計算していかないと維持管理費は賄えないということで各市町村では非常に開きがありますけれども、村上市では平成13年度に特環と公共下水道を合わせましたが料金改定はされていなくて今この所は安くなっております。山北の方では平成17年度に基本料金が1,500円だったのが1,900円/10㎡ということで料金改正を行ってございましてその時の従量料金も120円から140円/㎡ということで最近の料金改正されている旧市町村単位では山北だけが料金改正をしております。そういうことで料金については各旧市町村で大分差がありますけれども統一するにはこれくらいの料金ではないと賄えないということでの説明であります。よろしくお願い致します。

4. 4 下水道使用料の検討についての質疑応答

議長； ありがとうございます。下水道につきましてご説明願ったわけですがこれにつきまして皆様方のご意見や初めての説明でありましたから、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

委員； 大毎なのですけれども、なぜか水道メーターがゼロなのです。吉祥清水を使っているわけなのでそれで山北地区だと一人頭4㎡の合算になっているわけです。今度そうなりますとどうなるのかなという質問であります。

事務局； 朝日地区以外も含めまして認定料金でやっている地区については、特に井戸とか水を利用している部分が非常に多くあって料金統一化に当たりましては水が水道の水だろうが井戸水だろうが処理するためにかかる経費は一緒ですので、朝日の方をお願いして特に朝日地区の方はそうになっていませんで今年・来年を目処になんとかメーターを付けたいということで付けられない場所もありますけれども、そういうのを認定ではなくてできるだけ井戸にも

メーターを付けてメーターを読んで処理水を確認して処理するという事で旧町村単位も含めまして1,000個の井戸メーター設置を進めております。

委員； 第1回目にも質問をしましたが、それでメーターが回るものなのか回らないのかという疑問もありました。大毎では150基もありますけれどもその内の140基ぐらいは山の水が入ってくるものをほとんど使用しているものですから、そんな状態でメーターが付くのかどうか聞きたいと思います。

事務局； 今おっしゃることについては私の方もメーターが吉祥清水の場合にごみが入らないかとかを含めながら流量が少なくて回らないというのであればどうしようもない部分もありますし、私たちの方としてはメーターも付かないような所にメーターを付けるわけにはいきません。そうなったときに朝日地区であれば朝日地区の流入量をどのくらい下水道で処理しているのだとか。メーターで処理している部分がどれくらいあるのだとか。それに水道量からメーターが回るときを引くとどれくらいになるのだとか。そうなった場合は認定料金を幾らにすればいいのかというのはこれから皆さんと検討させてもらいますけれども、認定にしなきゃならないかであれば認定にせざるを得ない部分がありますけれども何m³というのはまだ決められないと思いますので今後、下水道課で検討してまいります。

議長； ありがとうございます。それでは、何かご意見がございましたらお願いします。

委員； これから老人世帯があつて空き家も出てきます。そうするとさっきの予定額の何万、何億というのは間に合うのだろうかと考えたのですが。

事務局； 私たちの方もさっき言いましたように少子高齢化で朝日・山北地区にも下水道施設があるけれども、利用しなくなった場合の維持管理費が当然かかるわけですからどうしていったらいいかを少子高齢化や将来の人口が減少することも含めながら検討しておりますけれども、今後どんなふうに変わっていくかははっきりとは分かりませんので人間が少なくなっても施設は使わなくてはならないわけですからできるだけ経費がかからないように管理しながら頑張っていきたいと思っておりますけれども、今の所はそれくらいしか言えません。

委員； 現行の使用料金があつて統一するとこれくらい安くなりますよ。今度空き家が出てきてやっぱり上げなくちゃいけないということも出てくるわけですよ。

事務局； 資料No.8の3ページを見ていただきたいのですが、②の現行使用料金というのがありまして基本料金でいきますと村上が1,200円、荒川が1,800円、神林は基本料金がありませんけれどもここに当てはめると2,000円、朝日地区については1,400円、山北は1,900円となっています。確かに山北地区の方は今の料金が高くなっていますので2,000円に決まれば100円は上がりますけれどもそれより下がるようであれば若干下がると思いますし、ただそれを地域全体で考えている料金ですから人間の少ない所で料金が上がるのではなくて村上全体での金額を設定するわけですから、申し訳ないのですが料金が26年に設定したとしても維持管理費を賄えないようであればまた先にこのような会議で全体の料金の見直しを検討していく他にないのかなと思っております。

議長； 何か質問がありましたらよろしくお願いします。

委員； 下水道の方なのですけれども、山北の桑川ですが入っている方はまだ少ないです。我々もそればかりを心配している状況ですね。後は全体的な事で委員長ちょっと言わせてもらっても良いですか。上水道の方のさっき話をしましたけれども、山北の住民の方は大概高く払っているのだなと言っていましたので平均化すると安くなっているのは当然なのかなと思っています。

後は事務局の皆さんに言わせてもらいますが委員はいつもこう一生懸命に意見を言います。そのまま検討願いたいと言っておりますので私は大先輩を掴まえてこういう言い方をするのもあれですけれども、いつも結構だと思っておりますので納得いくような形で委員がどういう質問をすることを大概分かっていると思いますので、納得いくようにきちんと答弁する資料ぐらいは作っておかれた方が会議はスムーズに行くのではなからうかと思っております。委員長さんの性格も分かると思いますので辛抱強くやっておりましたが事務局の方でフォローをしながら次回からの委員会がスムーズに進むように大変生意気ですがお願いして終わりたいと思います。

議長； どうもありがとうございました。前向きに頑張ります。何かございませんでしょうか。

委員； 朝日ですけれども朝日は井戸にメーターを付けているって言いましたが違いますか。

事務局； 各集落を回って説明に申し上げますけれども今年度は上水道地区の館腰地区と高根地区に井戸メーターを付ける予定で回っています。後、残る3地区と簡易水道につきましては来年度に一斉に付ける予定です。

委員； その事ですけれどもメーターを付けていて下水道に入っていないところもあるのです。排水に流れていくところなのですがそれはどう考えているのでしょうか。

事務局； メーターが付けられればそこに付けるという形を考えております。それも難しいということであれば、ご本人の負担ですけれどもその部分を引き算するためのメーターを付けることも可能です。

委員； 皆さんが井戸の所にメーターを付ければ下水道に流れてないのになんで金取られるのという意見も出てきています。

事務局； 下水道に流れる分だけお願いする形を取らせていただきます。

残った3集落にも今年度の冬過ぎから説明会で回る予定にしておりますのでその時にご説明致したいと思います。よろしく申し上げます。

委員； 全体の基本料金を下げていけばある程度はバランス良くなっていくのではないかと思いますけれども、井戸水では委員が話したようにメーターを付けるにも控除用のメーターでどの辺の定量までが付けられるのか。車だとかちょっとしたような水をかけるのであれば、メーターを別に付けなくてもある程度間に合うのではないかというお話もありますけれども、その辺はどうなっているのですか。

事務局； 先ほども申し上げましたようにマイナスするための減算メーターを付けることは可能ですけれども、飽くまでもご本人個人の負担になります。それを付けるときに4~5万くらい掛かるのではないかなと。そしてメーターはメーター法の関係によりまして8年に一回取り換

えなくてはならないことになっています。皆さんの水道のメーターも 8 年に一回取り換える形をお願いしております。

委員； 今まで朝日は一人当たり 550 円になっているわけですね。その場合に水を洗車とかそういうのを含めてちょっとかけた水でも、当てはまるのでないかという話もあるのですがどうなのですか。そうなってもオーバーなお金は取らないのではないかと、基本料金は今まで二人だと 1,100 円だったわけですが。大体それくらいであればメーターを付けなくても良いという話もありますけど。

事務局； その値段も付ける場所によって違います。メーター代は一緒ですけども取り付け費がかかりますのでちょっと高めになります。取り替え費が 2 万くらいかかる形で、例えば洗車する分とか庭木にちょっと水をやる程度だと付けない方が良いですよ。

委員； 井戸の水には当然付けなきゃ駄目ですけどその通り付けたメーターは洗車とかそのくらいのは大体その中で間に合うという話もありますね。車を洗うのだけ特別料金みたいにつけなくてもいいと思うのですが。

事務局； 今の件で村上の場合ですけども、村上で最初に下水道が入ったのは皆さんご存じのように温泉と浜新田・松山、あそこは皆さんが分かるようにハウスが多くあるわけですよ。ハウスの水で下水道にお金を取られるのかということになりますのでやっぱり市の方も控除メーターは付けられますよということで説明をして当時は結構付けたみたいです。だけでも今の朝日の課長も説明していますように 8 年に一回、メーターを取り換えていくとやはり控除される部分がメーターを取り換えるために追いつかないということではほとんど付けていません。それで山辺里地区は平成 16 年から農業集落排水でやっています山辺里もハウスとかが多くあってその説明はしたのですが大体ハウスとかにかけるものを付けないでおいた方が村上の試算ですけども、助かるということで付けていませんので個々に心配な方が役場に相談していただければ使用料から判断してざっと計算してプラスになるかマイナスになるかの説明をしたいと思います。

議長； 何かございましたらどうぞ。

委員； 下水道の問題は Co2 には関係ないのですが、環境の事が凄く世界でも問題にされている時代ですので下水道工事した施設は社会資本ですので大勢の人になるだけ入りやすいような料金にして皆に加入していただいて環境を良くする。魚も獲れなかったのが段々と獲れるようになってきたと言われるような良い環境になるように料金の方も水の使用量よって下水道の料金が今まで決まっているようですけども、良い方法はないものか。あのメーターを付ければお金がかかってそっちの方の金がかさむという声も聞かれましたけれども、皆で知恵を出して良い案にならないものかなと考えていたところです。

議長； それでは、何かございましたらお願いしたいのですが。

委員； 私もちっと検討委員会が難しすぎて質問といっても何を聞いていいかというのがありますが、下水道料金は飽くまでも本管で繋げた場合に取られる下水道料金の事ですか。そうなった場合に皆すぐに本管に繋げる工事をしなければ上水道だけの値段でしばらくいく人も当然出てくると思いますけれども、そこら辺の兼ね合いとか本管に繋げた人が例えば

損得ということではないのですがそこら辺で上水道料金だけと繋げた場合は上下水道料金になるわけですがけれども、比較というか兼ね合いの根拠になるものはあるのでしょうか。例えば今は統一されていないから何とも言われなと思うのですが村上的場合だったら本管に繋げた時とどのくらい違うのか。

委員； 関連付けて補足しますとこの 1 ページの 1 - 1 事業の概要で現在普及率・現在水洗化率というのがありますよね。現在、村上地区では 51.7%が公共下水道を繋いでいますよということで工事はやったけれども繋いでいるのは半分だけと。集排というのは農村地域辺りでは 77.5%が繋いでいるよとそういうふうに見ればいいのでしょうか。今の質問であれば半分ぐらい繋いでなかったら料金はこれからどうなるのかなということだと思いますが代わって申し上げました。

事務局； 村上地区の場合に現在普及率というのがありますよね。これは公共と集排がありますが工事の終わっている場所がどれくらい終わっているかということですね。計画に対して村上では 88.0%は決まっていると。その内、繋いでいる人ということで見ますと水洗化率という言葉になっていますが 51.7%と半分は繋いでいるという見方で良いかと思えます。

委員； 私が聞いたのは 51.7%では収入に下水道料金は入らないのでしょうか。そういうところはどのように緩和しているのかという質問です。

事務局； 私たちの方でもできるだけ供用開始区域告示後に 3 年を目処に下水道に繋いでいただきたいということで皆さんにお願いしておりますし下水道に繋ぐにはお金がかかりますが接続をお願いしておりますけれども、どうしても逆に年寄りしかいない家庭の場合ではなかなか下水道に繋ぐためのトイレとか風呂場とか接続するために掛かる経費がかなりあるものですから強制できない部分があります。それで私たちの方でも 10 月末に下水道フェアをやったりとか各地区の方で普及活動を行ったりとお願いしますということでやっておりますけれども、金銭が絡んできますから強制できない部分でこのような数字になっているのが実際であります。

委員； だから先ほどの料金体系の所でそういうのを緩和していますかというのが質問です。

事務局； 料金統一をするためです。

委員； 平成 26 年度まで市全体ではこうなりますよとなったでしょう。そういうのはちゃんと入っていますかと。普及率 100%では多分計算していないと思うのですが。

事務局； 当然それは私たちの方で伸び率は落ちていますがけれども、少しずつ加入率は増えてきてはいますけれども余り高くは見ていません。

議長； 現在を基準として算定している部分であります。だからこのくらい入ってくればこれだけになるという理由であらうと思えます。26 年までを想定して計算されているということです。

事務局； 1 ページ目の一番下の方に排水需要の予測というようなことがあります。

下水の方に繋ぐということでの大原則が下水道法で供用開始後、水洗トイレの場合につきましては速やかに繋いでいただくということになっていますし汲み取り式便所の場合は 3 年

以内に繋ぐということになっていきますのでそれ以内に繋いでいただくようにこちらの方で水洗化の促進ということで普及活動をしています。

それから見込みの所の水洗化につきまして初年度は供用開始になってすぐ繋げたいという方もあるかと思えますのでその一年目で水洗化率がぐっと上がるということもありますし、その年度が経つに従いまして接続の度合いが何%というものを勘案して水洗化率を計算してこちらの方の見込みで計算しております。

5. その他

議長； ありがとうございます。予定しておりました4時になります。そこで今日、前回と同じように4時に終了させていただきます。それで委員の先ほどの色々お願いした資料とかきちっとした対応の仕方とかがあったわけではありますが、今日は時間的にご審議願えないわけがありますから委員長としては事務局にお願いして次回きちっとした形で、先ほど委員からありましたようにああいうふうな形では出せないかも知れませんがご了承頂きたいと思えます。よろしくお願い致します。

6. 閉会

副委員長；今日は休憩なしで長時間に渡りましてご審議頂きありがとうございます。まだ色々な面でご指摘あったようでございますので是非次回には事務局さんにはもう少し理解できるようにお願いを申し上げまして、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。